

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 4 年 7 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和4年7月28日(木) 午後2時00分から3時21分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	神子修一				
4 出席した委員の氏名	一	委員 大保木道子	二	委員 安田美詠子	三 委員 久保田篤正
	四	委員 加藤潤一			
5 欠席した委員の氏名	五	委員 若山晋			
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、加藤教育総務課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、中根文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会7月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	<p>神子教育長： 令和4年北本市教育委員会6月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 令和4年北本市教育委員会6月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 令和4年北本市教育委員会6月定例会の議事録は、承認する。</p>				
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の安田委員に願います。				
4 議事の取扱いの発議	<p>神子教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、議案が2件の計5件である。なお、本日の教委報告第39号については個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 本日の教委報告第39号については、「非公開」審議とする。</p>				
5 報告事項(公開案件) (1) 教委報告第	<p>神子教育長： 教委報告第37号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、1について学校教育課より、2から4について生涯学習課より説明をお願いする。</p>				

<p>37号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」</p>	<p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第37号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第37号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： チェリーレーンのアコギ天国LIVEについて、一人3千円の入場料を取るようだが、実態がよくわからない。 入場料だけで、全ての支出を賄えるのか、50人集まるのか。キタガクから始まっているようだが、後援としてはどうか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 代表者の奥田氏は過去にキタガクで講師をしていた。 今回の目的として、プロの演奏を地元で聞き勉強をする機会を設けるということであるので、後援の目的には沿っていると考え。 入場料を3千円としているが、収支を見ると、高額な利益を出すような事業ではないと確認できたため、承認とさせていただきたい。 主催者としては、毎月実施していきたいとの思いがあると聞いている。</p> <p>大保木委員： 心配なのは、少し興味を持って行ってみたら、抜けられなくなるようなことが無ければよい。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 楽団自体は、フラワーラジオで放送等を行っている実績がある。 また、数年前に一度、教育委員会ではなく北本市でも後援を取っている実績がある。 実施していく中で、不都合があればその時に検討していく必要があると考える。</p> <p>神子教育長： 教委報告第37号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第37号については、了承とする。</p>
<p>(2) 教委報告第38号「和4年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問のまとめについて」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第38号「令和4年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問のまとめについて」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>谷掛学校教育課副課長： (教委報告第38号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第38号について、質疑はあるか。</p>

大保木委員： 学年園とはどういうものか。

谷掛学校教育課副課長： 学校にある畑のことで、より活用して欲しいとのご意見をいただいた。

久保田委員： あくまでも主観だが、教育委員訪問の際のウェルカムボードや靴入れの名札等といったものは、お気持ちはありがたいのだが、必要ないのではないか。

神子教育長： 私も同感である。
ありがたいけど、必要ないということを書いており、次第に簡素化されてくると考えている。
悪いこととは言わないが、働き方改革を進めている中で、余計な仕事になってしまっているのではないかと思う。

草野教育部長： 一時期、接遇ということが強く言われた時期があった名残であると思われる。
逆に内容によっては、ご案内の際に無いと時間がかかることもあり、それ以外の飾り的なものについては、必要ない旨話してまいりたい。

神子教育長： 教委報告第38号について、他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委報告第38号については、了承とする。

6 議案審議(公開案件)

(3) 教委議案第29号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書について」

神子教育長： 議案審議に入る。

神子教育長： 教委議案第29号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書について」について、教育総務課より説明をお願いします。

加藤教育総務課長： (教委議案第29号の説明)

神子教育長： 教委議案第29号について、質疑はあるか。

大保木委員： 働き方改革の推進及び教職員事故防止の徹底について、「s」評価となっているが、「a」よりも更に優れていることで、以前よりも働き方改革を進めた結果として、より生き生き働くようになっているという場合に「s」となると考えるが、時間外

勤務が減少していることをもって「s」評価として良いものか。

草野教育部長： 在校時間が減少したからと言って目標が達成されたわけではないという指摘であると理解する。

働き方改革を進める目的を振り返って考えると、最終的には子ども達の笑顔が輝くところに繋がり、そのことが認められた時に御指摘のように「s」評価となるのであると思う。
この評価については、改めて見直していきたい。

神子教育長： 前年の評価もどこかに記されていると、評価の違いがわかるようになり、見るほうも分かりやすいのではないか。

加藤教育総務課長： 来年度の評価に向けて、どのように記載するかについて検討します。

神子教育長： 教委議案第29号について、他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第29号については、可決とする。

(4) 教委議案第30号「北本市立学校における働き方改革基本方針の改定について」

神子教育長： 教委議案第30号「北本市立学校における働き方改革基本方針の改定について」について、学校教育課より説明をお願いする。

谷掛学校教育課副課長： (教委議案第30号の説明)

神子教育長： 教委議案第30号について、質疑はあるか。

加藤委員： 必ず教職員が担うべき業務と必ずしも教職員が担わなくても良い業務が曖昧なままに進んでいて、このまま改善を図っていてもなかなか核心にたどり着かないのではないか。

神子教育長： 私も加藤委員と同様の考えで、今まで同じことを職員に話している。

先生方にも自身の業務について、優先順位をつけて、コアとしてやらなければならない業務は何だろうかということ突き詰めて欲しいと話している。

また、働かせる側が自分たちの身を切るような改革をしていかないと業務を減らしていくことにならないのではないかと考えている。

学校の先生の使命、やる気は素晴らしく、立派なものがある、そこに保護者や教育行政が乗っかってしまっている部分

7 報告事項(非公開案件)	<p>があるのではないかと考えている。 自己犠牲の上に成り立っているのは止めにしていかななくてはいけないと思っている。</p> <p>神子教育長： 教委議案第30号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第30号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： 報告事項の非公開案件に入る。</p> <p>— 以降、案件に関係のない職員は退席 —</p>
(5) 教委報告第39号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」	<p>神子教育長： 教委報告第39号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第39号の説明)</p>
8 その他	<p>神子教育長： 教委報告第39号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第39号については、了承とする。</p> <p>— 職員、入室 —</p> <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>教育総務課： (教育委員会臨時会の開催について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>生涯学習課： (社会教育施設の訪問について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>— 特になし —</p>

9 閉会の宣言	神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会7月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和4年9月2日 教育長 神子 修一 署名委員 安田 美詠子 書記 落合 元